

愛媛県社会保険労務士会 会員各位

日本年金機構松山西年金事務所(愛媛県の代表事務所)からの協力依頼です。ご確認ください。

愛媛県社会保険労務士会 事務局

事 務 連 絡

平成 2 4 年 3 月 9 日

愛媛県社会保険労務士会長 様

松山西年金事務所長

健康保険・厚生年金保険適用関係届書にかかる
各種決定通知書等の送付先について（協力依頼）

早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は社会保険事業の推進にご協力とご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険・厚生年金保険適用関係届書の処理後に出力される各種決定（確認）通知書等につきましては、愛媛事務センターから各事業主あてに発送していますが、「受託社会保険労務士あて」に送付する必要がある場合は、あらかじめ「返信用封筒」を添付して届出いただいているところです。

今般、日本年金機構の「事務センター業務の外部委託化」に伴い、平成 2 4 年 1 0 月以降、各種決定（確認）通知書等の封入・発送作業が、外部請負業者に委託される予定となっています。外部請負業者による封入・発送作業においては、各種決定（確認）通知書に印字出力された送付先住所「オンライン登録上の事業所所在地」へ、窓空き封筒を使用した発送となります。

このため、各種決定（確認）通知書等を「受託社会保険労務士あて」に送付する必要がある場合は、必ず届書毎に、送付先の社会保険労務士宛名と社会保険労務士コードを記入した「返信用封筒」を添付していただくよう、改めて周知をお願いいたします。（「返信用封筒」が添付されていない場合、事業主あての発送となりますのであしからずご了承ください。）

なお、「返信用封筒」用の封筒につきましては、引き続き愛媛事務センターから社会保険労務士会へとりまとめて提供いたしますので申し添えます。

